

社会福祉援助技術現場実習に 求められる内容と枠組み

丸 山 仁

新潟青陵大学看護福祉心理学部
福祉心理学科 助手

The content and the frame which is required to the social welfare practicum

Htoshi Maruyama

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY
DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

Abstract

At this article, it did the reexamination based on the various literature and the research about the contents and the frame of the social work practicum about the social worker training-up course.

As a result, it is the help which is based on the viewpoint of the respect of the human rights, the right support, the independent support.

The thinking much of the attitude to the client

The improvement of the communication skill

The thing that the points such as the practicing understanding of a work are important became in the clarifying.

Key words

understanding of a value、attitude to the client、communication skill、practicum of social work

要 旨

本稿では、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習の内容と枠組みについて、各種文献・研究をもとにその再検討を行った。その結果、人権尊重、権利擁護、自立支援の視点に基づく援助利用者に対する態度の重視 コミュニケーションスキルの向上 援助過程を通じたソーシャルワークの実践的理解、といった点が重要であることが明らかになった。

キーワード

価値の理解、クライアントに対する態度、コミュニケーションスキル、ソーシャルワーク実習

研究の意義と問題の所在

我が国における社会福祉士の養成にあたり、社会福祉援助技術現場実習が重要であることに異論を唱える人はいないであろう。

しかしながら、その内容や習得すべき目標については一致した見解があるわけでもなく、また、実際の実習・実践を行う養成サイドからの問題提起も乏しかったように思われる。そのように受け止めるなら、社会福祉援助技術現場実習は厚生労働省の定めたシラバス¹⁾から、いきなり実際の実習プログラムへと展開することを黙認していたことになる。

本稿では、このシラバス以外の各種知見から、社会福祉援助技術現場実習のあり方を探るとともに、筆者の教育経験と重ね合わせて、実習内容を再検討し、その妥当性を検証するものである。

また、諸外国ではソーシャルワーカーはジェネリック・ジェネラリストであるという見方が一般的である。日本の社会福祉士がイコール、ソーシャルワーカーであり、ジェネラリストであるということは未だ検証されていないが、少なくとも国家試験科目の広範さや社会福祉援助技術に関する文献・資料からすると、その方向を目指すものであると判断して良いであろう。

さらに、ジュネラリスト、ジェネリックということに関連した古くて新しい問題を述べておきたい。それは、社会福祉援助技術現場実習が制度的・機能的に分化した社会福祉施設というスペシフィックな場で行うことへの違和感である。言い換えると、社会福祉士というジェネリックな専門職の養成を、社会福祉施設というスペシフィックな場で行うことの意味であり、また、社会福祉施設内でソーシャルワークの実習としていかなる内容や目標を想定できるのか、という問題提起でもある。

これらは大きなテーマであり、限られた紙面と筆者の力量では答えを見出すことはできないが、「社会福祉士と介護福祉士の実習の差異」「マクロな実習、ミクロな実習」などと表現を変えつつ、多くの者が直感的・感覚

的に疑問を抱えているように思う。

本稿はこのような疑問に対し、実習内容の枠組みを示すことにより、問題整理の一助になることを願うものである。

研究方法

まず、各種文献・研究報告などをもとにした分析と検討を行った。これは、社会福祉援助技術現場実習に関して行うことは言うまでもないが、その他にも「ソーシャルワーカーの養成」「社会福祉援助技術演習」といった観点からの文献研究も行った。これらを統合化した形で、厚生労働省のシラバスを拡大し、社会福祉援助技術現場実習の枠組みの提起を行った。

なお、筆者の教育経験をもとに、内容の一部に解釈と表現の変更を行ったことを付記しておく。

研究内容

以下に、各文献・報告等の要旨を述べる。

1 厚生労働省の動き

厚生労働省は平成11年3月に「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書²⁾」を作成している。そこでは、期待される社会福祉士像として表1-1のような資質を求め、教育課程として表1-2の内容を述べている。そして、これを受けた形で社会福祉援助技術現場実習のシラバス³⁾(表2)が、平成14年4月に改定され、今日にいたっている。

以上のことを、整理したものが表3である。これによると、実習を展開するにあたっての必要な意識・視点を「人権尊重、権利擁護、自立支援」としており、また、問題の把握も含めた「総合的で適切な援助」といったものを求めている。くわえてコミュニケーションに関する能力や、他職種との連携・協働といった点にも注目していることがうかがえる。

表1-1 「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」より抜粋（下線は筆者による）

<p>I 社会福祉士教育課程等の見直し</p> <p>2 期待される社会福祉士像</p> <p>社会福祉士は、福祉に関する相談援助の専門職として、次のような資質を身につけることが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活上の援助を必要としている者及びその家族が抱えている問題を的確に把握し、適切な相談援助技術を活用して必要な援助を提供できること。 ○ 具体的な援助過程において、<u>人権の尊重、権利保護、自立支援等の視点にたった相談援助ができること。</u> ○ 他の保健医療福祉従事者等と連携し、協働して援助ができること。 ○ 資質の向上を図るために自己研鑽とともに後進の育成に努めること。
--

表1-2 「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」より抜粋（下線は筆者による）

<p>I 社会福祉士教育課程等の見直し</p> <p>3 教育課程の見直し</p> <p>(1) 教科内容及び時間数</p> <p>① 平成12年度の介護保険制度の導入に対応し、介護保険制度に関する内容を社会保障論に加え、新たに導入される<u>要介護認定や介護支援サービス等の援助の仕組みに関する内容を老人福祉論及び社会福祉援助技術論に加える必要がある。</u></p> <p>② <u>人権の尊重、自立支援等の理念に具体的に対応できるように、社会福祉原論をはじめとする各種講義科目の内容を強化するとともに、社会福祉援助技術演習等で事例を活用することなどにより、これらの内容を具体的に理解し、援助の過程で的確な対応ができるようにする必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>⑤ 援助の対象(問題)の理解を深めるためには、人の心を理解し、意思疎通をうまく行う必要があり、<u>コミュニケーション及び人との接し方についての内容を社会福祉援助技術論(講義及び演習)で強化する必要がある。</u></p> <p>⑥ 社会福祉施設等だけでなく、在宅での生活全体への援助を行うための相談援助技術を向上させる必要があり、援助過程を重視し、その際に必要な各種の援助技術を活用し、<u>総合的な援助ができるように社会福祉援助技術論(講義及び演習)を強化する必要がある。</u></p> <p>⑦ さらに、相談援助の実際の理解を深めるために、実習教育の強化を図る必要がある。そのため実習施設等との連携を強化することや学生の実習計画の作成や実習の評価ができるよう、事前事後の実習指導を充実させることが必要である。</p> <p>⑧ 介護福祉士をはじめとした他の社会福祉事業従事者と協働して援助を行うためには、社会福祉士の実習においても基礎的な内容のひとつである<u>介護について具体的な理解を深めるよう配慮する必要がある。</u></p>
--

表2 社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について（昭和63年2月12日（社康第26号）（各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）（下線部は筆者による）

社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容
<p>〔社会福祉援助技術演習〕</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉の専門援助技術を、具体的な事例や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により、社会福祉援助技術に関する講義及び現場実習と関連させながら、個別指導ならびに集団指導を通してその精度を高めつつ習得させる。 2 学生個人が自分自身で学習し、考え、主体的に行動する態度を涵養する。 3 演習のなかで、<u>具体的に人権尊重、権利擁護、自立支援について理解し、実際に行動できるようにする。</u>さらに、<u>在宅での生活支援も視野に入れて理解させる。</u> <p>【内容】</p> <p>具体的な援助事例を体系的にとりあげるなどして、社会福祉援助技術をその援助過程を含め具体的に理解させるため担当教員による個別指導並びに集団指導のもとで、学生自身が積極的に参加できる様にすすめる。</p> <p>さらに、基本的なコミュニケーション等を含めた社会福祉援助技術が学生個人に身につくよう、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を実施する。</p> <p>その際、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実習前においては、具体的な課題別の事例を活用し、相談援助業務に必要な専門援助技術、面接実技、記録実技、評価・効果測定実技等についての指導を行い、講義の内容を深めたり実習の教育効果があがるようにする。 2 実習後においては、実習総括をふまえて、社会福祉援助技術をより深めて身につけさせるようにする。 <p>〔社会福祉援助技術現場実習〕</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現場体験を通して社会福祉専門職（社会福祉士）として仕事をするうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。 2 「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を<u>実際に活用し、相応援助義務に必要な資質・能力・技術を習得する。</u> 3 <u>職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようにする。</u> 4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。 5 関連分野の専門職との<u>連携のあり方及びその具体的内容を理解する。</u> <p>【内容】</p> <p>社会福祉援助技術現場実習を実施する際には、下記の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。 ② 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習中の個別指導を十分行うようにすること。 ③ 「実習記録ノート」については、単なる記録とされない様にあらかじめ学生に指導するとともに、その内容については、個別指導に十分生かすようにすること。 ④ 実習中においては、下記の点に留意して実習を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 利用者やその関係者、施設・機関・団体等の職員やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係を形成する能力を強める。 イ) <u>利用者を理解し、その需要を把握する能力を強める。</u> ウ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）と<u>援助関係を作る能力を強める。</u> エ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）の<u>問題解決能力を高めるように援助する能力を強める。</u> オ) 福祉専門職（社会福祉士）としての職業倫理、施設・機関・団体の経営や職員の就業などに関する規定を学び、<u>組織の一員として仕事を計画し、責任を果たす能力を強める。</u> カ) 実習生が、当該実習先が<u>コミュニティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する。</u> キ) 福祉専門職（社会福祉士）のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める。

表3 厚生労働省のシラバス等に見る、社会福祉援助技術現場実習の目標と内容

分類	内容・項目	福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書		厚生労働省シラバス	
		期待される社会福祉士像	社会福祉教育課程の見直し	社会福祉援助技術演習	社会福祉援助技術現場実習
意識・視点	人権の尊重、権利擁護の視点に基づく援助	○	○	○	
	自立支援の視点に基づく援助	○	○	○	
	職業倫理の獲得と専門職としての自覚				○
知識・技術 前提となる	今日的な制度施策の理解(介護保険制度等)		○		
	介護についての具体的な理解		○		
	コミュニケーション・人との接し方の理解		○		○
展開・習得される知識・技術 現実の実習場面において	利用者の理解				○
	問題の的確な把握	○			需要の把握
	適切な相談援助技術の活用	○	総合的な援助		
	必要な援助の提供	○	総合的な援助		
	在宅生活全体への相談援助技術の向上		○	○	
	他職種との連携と協働	○			○
	資質・能力・技術の習得				○
	体験・援助の概念化・理論化・体系化				○

※ 分類は筆者によるものである。

注) 表現の異なる内容は、その言葉のまま表記を行った。

2 日本社会福祉士会による調査研究

日本社会福祉士会では1993年1月、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領を同会の倫理綱領として採択した。これは、社会福祉援助技術現場実習を行うにあたって、直接的な示唆を与えるものではないが、その原則において「人間としての平等と尊厳」「自己実現の権利と社会の責務」「ワーカーの職責」の三点を述べ、クライアントとの関係において、その「利益の優先」「個別性の尊重」「受容」「秘密保持」の四点にふれている。

また、日本社会福祉士会は、2000年度から3カ年にわたり、実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業を行っている。それらの報告を加えて、知見を整理してみたい。

(1) 重要と思われる実習経験

2000年度の報告書⁴⁾では、社会福祉士実習の受け入れを中心に担当している社会福祉士への調査を行っている。そのおおま

かな属性は、老人福祉関係施設に所属する者が33%、知的障害関係施設に所属する者が28%でその三分の二近くを占める。入所施設・通所施設の別で見た時には、入所施設に勤務する者が73%であった。

そのなかで、実習指導における重要実習項目は表4-1の通りとなっている。傾向として、クライアントに関する業務への回答が多くみられ、対人関係の形成能力なども回答の上位にあげられている。

(2) 実習の三層構造

2001年度の報告書⁵⁾では実習を、「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」の三つに分化し、後者を高次のものとして位置づけた点に特徴がある。合わせて施設種別ごとに実習内容の具体例を示している。

また、社会福祉専門職の専門性の基本的構成要素を、既存の文献を基に提示し直している。(表5)

表 4-1 実習指導における重要実習経験項目 (NA)

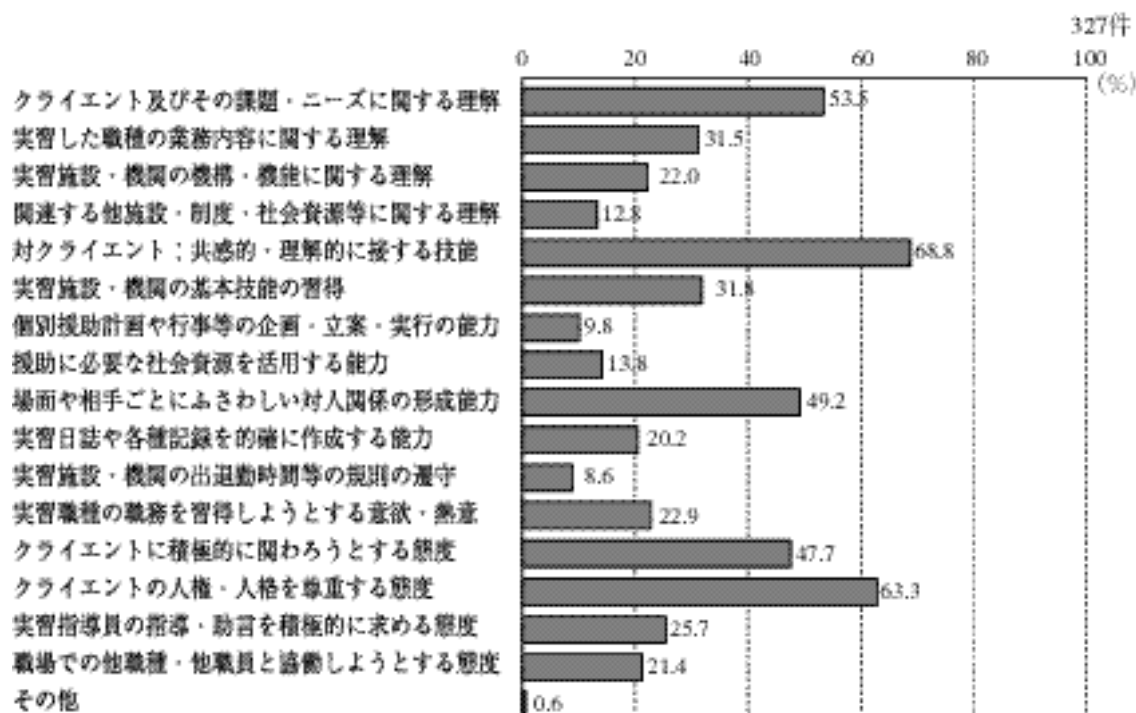


表 4-2 重要と考える実習指導項目

実数 (%)

項目	選択数・率
1. 施設・機関のクライアント及びその課題・ニーズに関する理解	97 (51.3)
2. 実習した職種の業務内容に関する理解	68 (36.0)
3. 実習施設・機関の法的根拠・目的.....等の機構・機能に関する理解	58 (30.7)
4. 実習施設・機関に関連する他施設・制度・社会資源等に関する理解	37 (19.6)
5. クライアントに対して共感的・理解的に接する技能	84 (44.4)
6. 実習施設・機関の基本技術（面接・療法.....等）の習得	39 (20.6)
7. 個別援助計画や行事等の企画・立案・実行の能力	16 (8.5)
8. 援助に必要な社会資源を活用する能力	21 (11.1)
9. 場面や相手ごとに相応しい対人関係を形成する能力	90 (47.6)
10. 実習日誌や各種記録を的確に作成する能力	44 (23.3)
11. 実習施設・機関の出退勤時間や注意事項等の規則の遵守	36 (19.0)
12. 実習職種の職務を習得しようとする意欲・熱意	73 (38.6)
13. クライアントに積極的に関わろうとする態度	78 (41.3)
14. クライアントの人権・人格を尊重しようとする態度	84 (44.4)
15. 実習指導員の指導・助言を積極的に求めようとする態度	62 (32.8)
16. 職場における他職種・他職員と協働しようとする態度	29 (15.3)
17. その他（追加する項目があれば）	3 (1.6)

表5 福祉の専門職に必要な専門性の基本的構成要素

価値	a. 価値=根本的価値(個人としての尊敬, 平等, 非差別, 社会的正義) 中心的価値(生存権・生活権, QOL, ノーマライゼーション, 自立) b. 倫理=クライアント利益の最優先, 最大限の自己決定の促進, 秘密保持 c. 態度=誠実さ, 受容, 個別化, 非審判的態度
知識	d. クライアント・システムの問題理解の視点及び介入技術に関するアプローチ (ソーシャルワークの諸理論) e. 多様な生活上問題, 社会問題, 人間発達に関する幅広い多様な理論 f. 社会福祉サービスを中心とした幅広い社会サービス・資源活用に関する調整 g. 社会サービス・資源活用の手続方法, 法的根拠などの知識 h. 社会福祉政策の歴史的展開過程・特徴・課題などに関する知識
技術	i. 問題解決過程(アセスメント・援助計画の作成・計画実施・評価・終結)の技術 j. 対人援助技術: ワーカー・クライアント関係(信頼関係)形成の技術 k. 対人援助技術: コミュニケーション技術(面接技術) l. 協働の技術(チームワーク・カンファレンスの技術など) m. 記録の技術・情報管理の技術 n. 援助実践やサービス・プログラムの評価技術 o. 仕事管理の技術

出典: 副田あけみ(他)編『社会福祉キーワード』, 215ページより一部改変

(3) 伝えるべき社会福祉士像

2002年度の報告書⁶⁾では、伝えるべき社会福祉士像として「ソーシャルワークを行う専門職」「倫理綱領に基づく専門的な価値・知識・技術を習得して実践を行う」「職能団体を組織し、その組織の下に、研鑽と社会的な活動を行う」の三点を掲げている。

では、個人又は人々の「社会的に機能する力」を強めることを重視し、個人又は人々と環境とが相互に作用し、影響しあう境界に生ずる問題を解決するために接点に介入(働きかけ)することを強調している。

3 日本社会福祉士養成校協会等の研究

日本社会福祉士養成校協会では、「社会福祉士専門職教育における現場実習教育に関する研究⁷⁾」として、2002年度より学生のコンピテンシーと実習スーパービジョンに関する研究を行っている。

この他に、ソーシャルケアサービス従事者養成・研修研究協議会では、社会福祉援助技術現場実習の受入及び実習指導の状況に関する調査⁸⁾を行っている。そこでは、重要と考

えられる実習指導項目が、クライアントに関することがらだけではなく、「実習した職種の業務内容に関する理解」「実習施設・機関に関する理解」「実習施設・機関に関連する社会資源に関する理解」も重要であるという結果が出ている(表4-2)。

4 社会福祉援助技術演習のテキストから

社会福祉援助技術現場実習のテキストの大半は、前述の厚生労働省のシラバスの変更に伴った構成をとることとなった。ここで筆者は表6の通り、社会福祉援助技術演習のテキストの項目・内容の整理を試みた。その理由は、社会福祉援助技術を学ぶ車の両輪である演習テキストを吟味することによって、違った角度から、実習に求められるものが明らかになるのではないかと考えたからである。

結果は、「面接技法」「援助態度」「コミュニケーション技法」などが学ぶべきこととしてあげられているとともに、内容的にはマイクロカウンセリングの理論に基づいて展開されているような記述が目立った。

表6 演習テキストにみる社会福祉援助技術

	書 名				
	『社会福祉援助技術演習』	『新社会福祉援助技術演習』	『価値と倫理を根拠に置いたソーシャルワーク演習』	『フーカールを育てるスーパービジョン』	『高齢者援助における相談面接の理論と実際』
項目・内容	問題把握	○			
	ニーズの確定	○			
	アセスメント	○			○
	目標設定	○			
	支援プログラム作成	○			○
	モニタリングと評価	○			
	サービス開発と予防的対応	○			
	ケアマネジメント				○
	自己理解・自己知覚		○		
	他者理解・疑似体験		○		
	コミュニケーション技法		○		○ (言語技術)
	面接の技法 (インタビュー面接含む)		○	○	○
	記録の技法		○		
	評価の技法		○		
	プレゼンテーションの技法		○		
	価値・倫理の理解		○	○	
	援助態度 (共感・受容・傾聴 等)		○	○	○
	基本的な介護技術の習得				

5 国際的なソーシャルワーク教育の動向

レビューの最後に、ソーシャルワークに関する国際的な今日の動向についてもふれておきたい。2000年7月に行われた国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) の総会で示された定義は以下の通りである。

ソーシャルワークは人と環境についての全体論的なとらえ方に焦点を合わせた様々な技能、技術及び活動を利用する。ソーシャルワークにおける介入の範囲は、主として個人に焦点を置いた心理社会的なプロセスから社会政策、社会計画および社会開発への参画にまで及ぶ。

また、2001年7月に、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) および国際社会事業学校連盟 (IASSW) はソーシャルワークの国際的な定義の採用について合意に達した。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利 (ウェルビーイング) の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

これらの表現から読み取れることは、ひとつは「全体的・総合的な生活」を見る視点の大切さではないだろうか。また、ソーシャルワークは、個人に焦点を置いた心理社会的なプロセスから社会政策、社会計画、社会開発の参画にまで及ぶなど、ジュネリック、統合的と表現されるような視点が強調されている

こともうかがい知れる。

さらに、2000年7月に国際社会事業学校連盟(IASSW)と国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)との合同会議の際、国際最低資格基準委員会が設置されている。その後、2002年に「ソーシャルワーク教育国際基準に関する討議文書」が公表され、ソーシャルワーカーの教育及び養成に関して各国内の規範及び基準を展開するためのガイドラインとして用いることができるとされた。その内容には「実習を含むカリキュラム(教科)に関する基準」が含まれており、前述したとおり、ソーシャルワークの実習と社会福祉援助技術現場実習との関係とが未整理の我が国の現状では、そのまま租借することはできないが、その考え方や構造には学ぶべき点もあり、今後はこの基準を視野に入れて、実習の内容等を検討していくことが必要となろう。

整理と考察

以上の内容を統合的に整理したものが、表7である(その全体像と構成要素を損なわない程度に、筆者が若干の表現変更を行っている。)。以下にポイントごとの考察を行いたい。

1 獲得すべき価値

シラバスに基づくなら、表7の(1)の通り、人権の尊重、権利擁護、自立支援といったことが重要となってくる。また、表4-1、4-2に示されたように、利用者に対する態度が重視されているが、これは実習受け入れ先の指導者から強く主張されていることにも注目したい。すなわち、学生・養成校サイドと実習受け入れサイドとの温度差が出ないように、養成校教員は常にこの点を意識しておく必要があるのではないだろうか。

しかし、現実に実習生がこれらを理解し、自らの態度として行動することは簡単ではない。その教育方法、教材、効果測定など課題となるべきことがらは多く、少人数での指導、演習との連携などその方法に関しては模索を続けることとなろう。

2 前提となる知識

実習実施前でもある程度座学で学習できることがらとしてカテゴライズを行った。ここで強調したいのは以下の二点である。

ひとつは、コミュニケーション・人との接し方が課題になっているということである。筆者の体験や教員を対象とした各種セミナー等の意見交換では、実習前・実習後のいずれの段階でも学生にとっては大きな課題としてとらえられており、この点に関する知識の獲得と実践的トレーニングが必要であることが確信できる。

ふたつめは、ソーシャルワークに関する学習と理解の重要性である。本学では、社会福祉援助技術現場実習を12日間、各2回実施するという形式をとっているが、とりわけ初回の実習では社会福祉援助技術の実践というよりも、体験・経験としての実習にとどまる者も見られるところである。これは、結果として社会福祉援助技術・ソーシャルワークの実習ができたかできなかったかという視点ではなく、「理由・意図」を意識した言動を行っていたかどうかという観点で評価してみてもどうであろうか。

余談ではあるが、筆者が前述の日本社会福祉士養成校協会のコンピテンシーに関する調査¹⁰⁾の項目を流用し、平成15年11月に初回の実習を終えたばかりの担当グループの学生14名に問うてみたところ、「自らの実習をソーシャルワーク実習としてはどう評価していいかわからない」と大半の学生が回答した。実習の場面においてどのような社会福祉援助技術が用いられているのか、実習を行う学生が拠って立つソーシャルワークとはいかなるものなのか、ということへの事前理解が不十分であったことを反省させられた次第である。

また、筆者は特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターでの実習を担当することが多いが、身体介護に関する知識・技術の不十分さを不安に感じる学生が少なくない。これについては、ごく基本的な知識・技術を伝え、それを行う場面を通じて利用者とのコミュニケーション、利用者の理解をはかるとい意識づけを行っている。この点については、身体介護の知識・技術の多寡ではなく、学内

表7 実習内容の統合的整理

<p>I 価値・意識・視点</p> <p>(1) 人権の尊重、権利擁護、自立支援の視点に基づく援助</p> <p>① 個人の尊厳、平等、非差別、社会的正義、生存権・生活権、QOL、ノーマライゼーション、自立</p> <p>(2) 職業倫理の獲得と専門職としての自覚・態度</p> <p>① 誠実さ、受容、個別化、非審判的態度</p> <p>② 利用者に対する態度（人権・人格尊重、共感と理解、積極的に関わる）</p> <p>③ 自己理解と自己覚知</p> <p>II 前提となる知識</p> <p>(1) 関連分野の知識</p> <p>① 生活上の問題、社会問題、人間発達に関する幅広い理論</p> <p>② コミュニケーション・人との接し方の理解</p> <p>(2) 社会福祉に関する知識</p> <p>① 社会福祉政策の歴史的展開過程・特徴・課題</p> <p>② 今日的な制度施策の理解</p> <p>③ 介護についての具体的な理解</p> <p>(3) ソーシャルワークの諸理論</p> <p>① 社会サービス・資源に関する調整</p> <p>② 社会サービス・資源活用の手続き・方法・法的根拠</p> <p>③ 技術・技法に関する基礎的知識の理解</p> <p>III 現実の実習場面において展開・習得される知識・技術</p> <p>(1) 利用者の理解と接する態度</p> <p>① あるがままの利用者理解～受容と傾聴含めて～</p> <p>② 共感的・理解的に接する技能</p> <p>③ 利用者に積極的に関わろうとする態度</p> <p>④ 利用者の人権・人格を尊重する態度</p> <p>⑤ 利用者の課題・ニーズに関する理解</p> <p>(2) 対人援助技術</p> <p>① 信頼関係形成</p> <p>② 面接技術・面接技法</p> <p>③ コミュニケーション技術～場面・状況への対応含めて～</p> <p>(3) 問題解決過程の技術</p> <p>① アセスメントの技術</p> <p>② ニーズ・問題の的確な把握</p> <p>③ プランニングの技術（説明と同意、契約を含めて）</p> <p>④ 必要な援助の総合的提供</p> <p>⑤ モニタリングと評価</p> <p>⑥ サービス開発と予防的対応</p> <p>⑦ 権利擁護とリスクマネジメント</p> <p>(4) 在宅生活への相談援助</p> <p>(5) 他職種との連携と協働</p> <p>① 情報共有、チームケアの手法と展開</p> <p>(6) 総合的・適切な相談援助技術の活用</p> <p>(7) 体験・援助の概念化・理論化・体系化</p> <p>① 記録・情報管理の技術</p> <p>② プレゼンテーション技法</p>
--

※ 太字は文献・研究等への類出事項を表す。

での事前指導で何を行ったのか、あるいは、実習受け入れ側として学んできて欲しいことは何か、ということの打ち合わせを綿密に行うことのほうが、経験的には重要だと思っている。

3 現実の実習において展開・習得される知識・技術

(1) 利用者の理解と接する態度

実習受け入れ先の指導者が強調している¹¹⁾ことから、「共感的・理解的に接する技能」「利用者の人権・人格を尊重する態度」「利用者の課題・ニーズに関する理解」の三点である。

これらの達成には、様々な方法があると思われるが、いずれにせよ実習受け入れ先の指導者によるスーパーバイズに負うところが大きいといえるであろう。また、なぜ前述の三点が重要なのか、どのようなふるまいや態度が望ましいのかということを実際の場面・状況のなかで、実習生はフレキシブルに理解しなければならないこととなる。対人援助の入り口であり原点とでも言うべきこれらの課題は、実習中・後の個別指導で丁寧に解決されなければならない。そして、その有無により学生自身が成長する度合に大きな差が出るように感じている。

(2) 面接技法とコミュニケーション

これらは演習において事前学習の一部として実施・展開されていると思われるが、要介護高齢者を対象とした実習の場合、独特の問題が生じうる。それは、発語ができない利用者、痴呆の利用者とのコミュニケーションの難しさである。

これは、見ようによってはノンバーバルなコミュニケーションの難しさ・大切さにふれる良い機会なのであるが、その打開策を見出せないまま実習を終える学生が多いのが現状である。痴呆症状を持つ利用者の“世界”を感じ取ろうとすること、発語(反応)しないのではなく反応できないのだということ、などいかに知識を事前に注入しても、リアルな現実身に身がすくんでしまうようである。

また、面接技法についてはマイクロカウンセリング的な手法に頼ることにより、学生間の模擬体験である程度、技法の習得がなされるように感じている。

前述したように、コミュニケーションに関しては実習前・実習後のいずれの段階でも学生が課題であると感じる傾向にある。その評価にあたっては、獲得した技法に沿って(または意識して)ふるまうことができたかという観点と、個別・状況別の違いにどのように対応したのか、などという主体的側面と客観的側面とに分けての評価が求められるように思われる。

(3) 問題解決過程の技術

社会福祉援助技術のプロセスを学ぶということになるが、いくつかポイントになると思われる点を順次述べていきたい。

まず、アセスメントがどのように行われているのかという点である。介護保険制度や支援費制度の導入によりこれらは実体化してきたわけであるが、その手法と制度との関連について、事例を通じて学んで欲しいものである。また、入所前の自宅への訪問などは、家族や他職種との連携もうかがい知ることのできる可能性を内在している。

このアセスメントを経て、ニーズ・問題の把握・明確化が成されていくこととなる。ここでは、アセスメントからニーズの明確化、プランニングへといたるシステムとそれを決定づける視点が重要であると思われる。

もう少し丁寧に述べるなら、ニーズの設定を行う際は、ある現象や事実が改善すべきことからどうかという援助者の「価値判断」が含まれている。と考えるなら、そこでは、クライアント本人の「同意と契約」を欠かすことができない。これは提供されるサービスのモニタリングと評価の段階でも同様である。権利擁護に関しても表7-(3)でふれているが、利用者主体の問題解決過程を、学生には学んで欲しいのである。

また、ニーズの明確化が個別ケアに大きく貢献していること、個別ケアを進めるためにはサービスやケアを創造していく視点が重要となること、予防的なケア・サービスの意義、

などを実感と共感を伴い学生が理解してくれることが期待される。

これらの援助プロセスを学ぶために過去に有効であった手段として、「自分が関わった利用者のケース記録等を遡って閲覧し、そのうえで疑問や視点を整理しスーパーバイズを受ける。」「ショートステイ利用者の入所から退所まで一環して関わる。」などの例がある。前者はとりわけ現象の言語化・概念化に奏功し、後者は職員の不安や戸惑い、濃密な目配りや対応などを目の当たりにすることで援助者の専門性の概括的な理解を促進したと思われることも付記しておきたい。

(4) 在宅生活への相談援助

ここまでの記述は、やや施設にそれも入所施設に傾いたきらいがあった。とはいえ、現実には社会福祉士養成校の社会福祉援助技術現場実習は圧倒的に施設で行うことが多く、また施設の絶対数を考えると老人福祉関係施設で実習する者の数が多いというのが現実である。

そこで、ここでは施設入所者と在宅生活者とに対する支援の方法・内容の差異を整理しておきたい。

ひとつは、在宅生活は支援の個別性が高いという点である。障害関係の施設に代表されるように日本の社会福祉施設は年齢や障害の内容・程度別に分類され、結果的に似通った要援護性の入所者が集まることとなった。ニーズの拡散性が低いという言い方もできよう。また、そこでのケアは、やや画一的な方向・内容となり、全生活を保障するかつての措置施設は、身辺介助はいうに及ばず、余暇活動や金銭管理などその生活のほぼ全てを施設職員が行ってきた。

しかし、在宅で人間が暮らしていくということは、食事から買い物、通院、趣味活動、緊急時の対応等、必要な手助けを誰かしらが分散して行い、本人が直接または援助者により、それらをアレンジしていかねばならないということである。したがってケアマネジメントといった手法や、家族を単位とした支援、近隣住民による見守り・励まし・声かけ・相談といったインフォーマルなケア、欠乏し

ている支援方策の開拓、などを強調した支援が展開されることとなる。以上述べたことは、入所型施設などでは直接的には意識されることが少ない観点であり、在宅生活者への支援は施設生活者のそれとはちがった内容や方法が求められるという意味である。

社会福祉士がジェネラリストであるとするなら、施設入所者と在宅生活者のいずれにおいても支援をすることのできる技術と視点を習得すべきであろう。

(5) 他職種との連携と協働

今ほど述べた在宅生活者への支援はもとより、施設生活者支援する者にとっても他職種との連携と協働は重要である。施設内の他職種はもとより、同職種、施設外の専門職、ボランティア、住民などとの協働は、支援に厚みと広がりをもたらすものである。

しかし、そのためには情報の共有や、援助目標の明確化・共有が不可欠となってくる。実習においてはそのシステムと具体的な展開方法を学ぶこととなる。

繰り返すが、多くの人が、異なる立場の人が関わることによって、支援は厚みと彩りを生み出す。そしてそのことが、つまるところ、援助を受ける立場の人に利益と安定をもたらすこともまた、重要な学習課題である。

まとめと課題

まとめとして、本稿により明らかになったことと残された課題の整理を行う。

実習を構成する中心的な要素は、人権尊重、権利擁護、自立支援の視点に基づく援助利用者に対する態度の重視 コミュニケーション能力の向上 援助過程を通じたソーシャルワークの実践的理解、といった点であることが明らかとなった。

厚生労働省が定めた社会福祉援助技術現場実習のシラバスは、その記述にやや物足りないところがあり、最低限の内容を定めるにとどまっていた。本研究による整理と考察は、斬新さに欠ける結果ではあったが、その構成要素と全体像を整理することができた。部分的に異論はあるかもしれないが、筆者の職業

経験の限りにおいては納得のできる内容・結果であると受け止めている。

さらに、個人的なことではあるが、実習指導を行うにあたっては、個別支援、環境とクライアントとの接点への介入、在宅生活への援助など、ある程度のソーシャルワークの理解がなされないと、焦点がぼけ、枠組みが不明瞭な実習になるという因果関係が筆者の中で整理され明確になったことも収穫である。

今後の課題としては、種別ごとの実習施設・機関を例にとった具体的実習プログラムの検討と目標設定、それらを支える事前事後の学習システム、スーパーバイズのあり方の検討などがあげられる。

最後に、本稿の内容と論理的な関係づけはできないが、実習を行う学生が抱える課題や不安についてふれておきたい。

実習を行うにあたって、適切な援助ができるか、自分には能力や技術がない、ミスをしたらどうしようといった、不安を抱える学生がしばしば見受けられる。これについては綿密な事前学習や、教員への相談、過去の記録の閲覧等である程度は解決できる問題だと考えている。

また、コミュニケーションがうまく取れないことが実習前後のいずれにおいても学生の課題になっていることは、既にふれたが、「職員・利用者との人間関係がうまく形成できるのか」ということについて悩んでいる学生が主観的には多いように見受けられる。相手が気分を害したら、とか、職員や利用者を受け入れてもらえるのか、などと“出ないおばけを怖がっている”ような悩みではあるのだが、学生との対話を通して、筆者の予想以上に多くの者が同じ気持ちを抱えているように感じている。

そのような不安やおそれを学生が抱えていることへの配慮の必要性を本研究の成果と合わせ強調し、まとめとしたい。

注

- 1) 社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について(昭和63年2月12日(社庶第26号)(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)
- 2) 厚生労働省「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」、平成11年
- 3) 上記1)に同じ
- 4) 日本社会福祉士会実習指導者養成研究会「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2000年度研究事業報告書」日本社会福祉士会、2001
- 5) 日本社会福祉士会実習指導者養成研究会「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2001年度研究事業報告書」日本社会福祉士会、2002
- 6) 日本社会福祉士会実習指導者養成研究会「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2002年度研究事業報告書」日本社会福祉士会、2003
- 7) 日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士専門職教育における現場実習教育に関する研究」、2002
- 8) ソーシャルケアサービス従事者養成・研修研究協議会「社会福祉系大学、専門学校、高等学校福祉科等におけるソーシャルワーク教育方法および教育教材の開発に関する研究報告書」、2002
- 9) 日本社会福祉士養成校協会「第5回ソーシャルワーク実践教育研修講座ワークショップ」など
- 10) 上記7)に同じ
- 11) 上記4) 8)に同じ。

参考文献

- (1) 日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会編「社会福祉施設現場実習指導マニュアル」全国社会福祉協議会、1989
- (2) 日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会編「新 社会福祉施設現場実習指導マニュアル」全国社会福祉協議会、1996
- (4) 日本社会福祉士会実習指導者養成研究会「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2000年度研究事業報告書」日本社会福祉士会、2001
- (5) 日本社会福祉士会実習指導者養成研究会「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2001年度研究事業報告書」日本社会福祉士会、2002

- (6) 日本社会福祉士会実習指導者養成研究会「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2002年度研究事業報告書」日本社会福祉士会、2003
- (7) 福山和女ほか編「社会福祉援助技術現場実習指導・現場実習」ミネルヴァ書房、2002
- (8) 黒木保博ほか編「社会福祉援助技術演習」ミネルヴァ書房、2003
- (9) 社会福祉教育方法・教材開発研究会編「新社会福祉援助技術演習」中央法規出版、2001
- (10) 川村隆彦「価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習」中央法規出版、2002
- (11) 奈良県社会福祉協議会編「ワーカーを育てるスーパービジョン」中央法規出版、2000
- (12) 渡部律子「高齢者援助における相談面接の理論と実際」医歯薬出版、1999
- (13) 社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方研究会「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する調査研究報告書」北星学園大学社会福祉学部、2002
- (14) 日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士専門職教育における現場実習教育に関する研究」、2002
- (15) ソーシャルケアサービス従事者養成・研修研究協議会「社会福祉系大学、専門学校、高等学校福祉科等におけるソーシャルワーク教育方法および教育教材の開発に関する研究報告書」、2002